

# 総合評価落札方式等の見直し概要

令和6年10月 青森市総務部契約課

本市の総合評価落札方式（特別簡易型）、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度について、令和7年1月1日以降に入札公告を行う工事から、下記のとおり一部見直しのうえ運用しますので、お知らせします。

なお、見直し後の「総合評価落札方式の運用の手引き」及び各要綱等は、令和6年12月頃に市ホームページに掲載する予定です。

## 1 総合評価落札方式の対象金額の引上げ

令和7年1月1日以降に入札公告を行う工事から、総合評価落札方式の対象金額を引上げます。

変更前	変更後
設計金額 1, 500万円以上	設計金額 5, 000万円以上

## 2 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の対象金額の見直し

総合評価落札方式の対象金額の引上げに伴い、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の対象金額についても、令和7年1月1日以降に入札公告を行う工事から見直します。

### <低入札価格調査制度>

変更前	変更後
設計金額 1, 500万円以上	設計金額 5, 000万円以上

### <最低制限価格制度>

変更前	変更後
設計金額 130万円超 1, 500万円未満	設計金額 130万円超 5, 000万円未満